

高圧ガス保安法手続マニュアル (高圧ガス事故届編)

高圧ガス保安法(以下、「法」という。)の適用を受ける高圧ガスに係る事故等に適用する。

高圧ガスに係る事故等とは

法が適用となる高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱、消費および廃棄ならびに容器の取扱(以下、「製造等」という。)中に発生した事故等で、次に掲げるものをいう。

- 1 爆発(高圧ガスの設備等(以下、「設備等」という。)が爆発したもの)
- 2 火災(設備等において、燃焼現象が生じたもの)
- 3 噴出・漏えい(設備等において高圧ガスの噴出・漏えいが生じたもの)
ただし、以下のいずれかの場合は除く。
 - (1)噴出・漏えいしたガスが毒性ガス以外のガスであって、噴出・漏えいの部位が締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手またはホース継手)、開閉部(バルブまたはコック)または可動シール部であり、噴出・漏えいの程度が微量(石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度)であって、かつ、人的被害のない場合
※上記以外の部位(例:配管など漏えいが発生しない前提の部位)からの噴出・漏えいの場合は、人的被害の有無にかかわらず事故となります。
※噴出・漏えいしたガスが毒性ガスの場合は、噴出・漏えいの部位や人的被害の有無にかかわらず事故となります。
 - (2)完成検査、保安検査もしくは定期自主検査における耐圧試験時または気密試験時の少量の噴出・漏えいであって、かつ、人的被害のない場合
- 4 破裂・破損等(高圧ガスにより設備等の破裂、破損または破壊等が生じたもの)
- 5 喪失・盗難(高圧ガスもしくは高圧ガスの容器の喪失または盗難)
- 6 高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設または高圧ガスを充てんした容器が危険な状態となったとき。
- 7 その他
移動式製造設備であって液化石油ガス法第37条の4の充てん設備として許可を受けているもの(供給設備に接続しているものまたは充てん設備の使用の本拠の所在地にあるものに限る)において事故が発生した場合にあっては、法の事故に該当しないものとする。

【目次】	頁
事故届書	1
添付書類作成要領【第1報 即報様式】	1
添付書類作成要領【第2報以降 高圧ガス事故等報告書(災害)】	2
添付書類作成要領【第2報以降 高圧ガス事故等報告書(喪失・盗難)】	10
巻末資料(様式集)	

令和5年5月
福井県防災安全部消防保安課

事故届書

第一種製造者、第二種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所の所有者、特定高圧ガス消費者、その他高圧ガスまたは容器を取り扱う者が、その所有し、または占有する高圧ガスについて、災害発生時などにおいて、法第63条第1項または法第36条第2項に基づき必要となる手続は、下記のとおりです。

1 提出時期

第1報は事故発生後遅滞なく提出すること(第2報以降は都度提出)。

2 提出先

福井県防災安全部消防保安課

3 提出方法

第1報:メールまたはFAXで即報様式を送付

第2報以降:福井県電子申請サービスを利用して提出(インターネット環境がないなどの理由で電子申請ができない場合は、書類を持参すること)

4 添付書類

第1報は即報様式、第2報以降は高圧ガス事故等報告書(災害)または高圧ガス事故等報告書(喪失・盗難)

※事故によっては、追加で図面や写真などの補足資料を求められることがあります。

↓書類作成要領↓

【第1報 即報様式】

1 適用法規

法に加えて別法令も適用される場合、その名称を追記すること。

2 発生日時

「○月○日(○曜日)○時○分頃」と記載すること。時間は24時間呼称を用いること。

3 発生場所

事故発生場所に加えて「○○製造施設または○○事務所」等施設名、さらには許可・届出施設である場合には規制対象(第一種製造者、販売業者、高圧ガス貯蔵所等)を記載すること。

移動中の事故にあっては、「福井市内国道8号線○○前上り車線」のように記載すること。

4 事故概要

事故発生前の状況、事故発生までの経緯、災害現象(爆発、火災、噴出・漏えい、破裂・破損等、喪失・盗難、その他)、事故の状況等をできるだけ詳細に記載すること。

5 被害状況

人的被害の状況は、負傷の程度(死者、重傷者、軽傷者)別に従業員、協力会社、一般市民等の人数が分かるように記載すること。

物的被害の状況は、物的被害の箇所、被害の状況および直接損害額等を記載すること。

6 原因

直接的または間接的発生原因や被害拡大原因等をできるだけ詳細に記載すること(提出時点で不明または確認中の場合は、第2報の報告書で原因を特定して記載すること)。

7 事業者が行った措置

応急措置状況、119番通報状況(時間、通報者等)、関係者以外に対する避難命令、地域防災協議会の応援要請状況等について記載すること。

8 法令違反の有無

法令違反があった場合は、「一般則第6条第2項第8号二の違反」のように該当する条項名を記載すること。

9 対策

今後の事故再発防止対策について記載すること。

10 その他特記事項

消防や警察の動きなど、今後の事故対応の参考になることがあれば記載すること。

【第2報以降 高圧ガス事故等報告書(災害)】

1 事故の種類

該当するものを○で囲む。高圧ガスの存する部分以外の事故であって、事故発生直後は、法の技術上の基準に違反があったかどうかを判断できない場合には、「2. 参考事故」として報告を行う。事故の定義については本マニュアル表紙による。

2 事故の分類

下記により分類し、該当するものを○で囲む。

(1)A級事故

次の各号のいずれかに該当する事故をいう。

ア 死者5名以上の事故

イ 死者および重傷者が合計して10名以上の事故で、ア以外のもの

ウ 死者および負傷者(重傷者および軽傷者をいう、以下同じ)が合計して30名以上の事故であって、アおよびイ以外のもの

エ 爆発・火災等により建物または構造物の大規模な破壊、倒壊滅失等の甚大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が5億円以上)が生じた事故

オ 大規模な火災またはガスの大量噴出・漏えいが現に進行中であって、大災害に発展するおそれがある事故

(2)B級事故

A級事故以外の事故で、次の「B1級事故」または「B2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

ア B1級事故

(ア)死者1名以上4名以下の事故

(イ)重傷者2名以上9名以下の事故で、(ア)以外のもの

(ウ)負傷者6名以上29名以下の事故で、(ア)および(イ)以外のもの

(エ)爆発・火災等により建物または構造物の大規模な損傷等の多大な物的被害(直接に生ずる物的被害の総額が1億円以上5億円未満)が生じた事故

イ B2級事故

同一事業所において、A級事故、B級事故またはC1級事故が発生した日から1年を経過しない間に発生したC1級事故(高圧ガス事故に限る)

(3)C級事故

A級事故およびB級事故以外の事故で、次の「C1級事故」または「C2級事故」のいずれかに該当する事故をいう。

ア C1級事故

(ア)人的被害(負傷者1名以上5名以下かつ重傷者1名以下)があった事故

(イ)爆発、火災または破裂・破損等が発生した事故

(ウ)毒性ガスが漏えいした事故

※毒性ガスとは、一般則第2条第1項第2号、コンビ則第2条第1項第2号、冷凍則第2条第1項第2号の毒性ガスをいう。

(エ)(ア)から(ウ)までのほか、反応暴走に起因する事故または多量漏えいが発生した事故

※反応暴走とは、設備等の温度、圧力、流量等が異常な状態になった際に、自動的に作動する安全装置、通常の手順に則り操作する制御装置等によっても制御不能な事象等であって、爆発、火災、漏えいまたは破裂ならびに破損の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするものをいう。

※多量漏えいとは、設備等からのガスの漏えいであって、ガス漏えい検知警報設備等の作動により附近の作業員に退避を勧告する程度のもの、事業所の敷地外に漏えいしたもの、または、設備等からのガスの漏えい(不活性ガスの微量な漏えいを除く)を覚知後に、設備等の停止等の措置を講じても漏えいが継続したことにより、追加措置を講じたものをいう。

イ C2級事故

C1級事故以外の事故

3 報告年月日および報告作成者

該当欄に記載する。報告書作成者の欄には、会社(事業所)名、所属部署名、氏名および連絡先を記載する。

4 整理番号

記載不要(県において事故発生番号を記載する)。

5 報告段階

事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は中間報告(第〇次)としてその時点で分かる範囲で報告し、確定次第確報として報告する。

6 別添

該当するものを○で囲み、別添には事故関連の図面や写真等を添付する。

7 届出の根拠規定

該当するものを○で囲む。なお、「2. 法第36条第2項」に該当する事故とは、「高圧ガスの製造のための施設、貯蔵所、販売のための施設、特定高圧ガスの消費のための施設又は高圧ガスを充填した容器が危険な状態となったとき」をいう。

※高圧ガスが存する部分以外の事故であっても、この要件に該当する場合(もらい火等によって高圧ガスの製造のための施設が二次的被害を受けた場合等)は、「2. 法第36条第2項」に該当する事故として報告すること。

8 事故の呼称

下記の例を参考に会社名、事業所名、ガス名および災害現象のすべてを記載する。

- (1)一般高圧ガス、液化石油ガスまたは冷凍事業所の場合
「〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス火災事故」
- (2)消費先等の場合
「〇〇ガス漏えい事故」

9 発生日時

事故が発生した日時を記載する。時刻は24時間呼称を用いる。

10 気象

事故発生時の気象状況を記載する(C級事故においては、天気、風向き等が事故に影響を及ぼさない場合は、記載を省略しても差し支えない)。

11 法令区分

法の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無および発災施設が認定施設または非認定施設の区分、適用規則が一般則、液石則または冷凍則の場合は第一種製造者または第二種製造者(第二種製造者の場合は処理能力の区分(冷凍則を除く))の区分を○で囲む。

12 コンビナート地区名

コンビ則第2条第1項第21号に規定されるコンビナート地域をいい、該当するものがある場合は○で囲む。

13 事故発生場所

- (1)「区分」の欄は、事故発生場所が事業所の内部または外部であるかについて該当するものを○で囲む(ここでの「事業所」とは、事業を行う場所の意味であり、およそ事業の主たる活動が行われる一定の場所をいう。この場合、事業とは必ずしも高圧ガスを中心とする事業でなくてもよい)。
- (2)「事故発生場所」の欄には、事業所内部の事故の場合、住所および電話番号を参考に記載する。事業所外部の事故の場合は、「〇〇県〇〇市〇〇番地、国道〇号線〇〇車線、〇〇交差点、〇〇前」のように記載する。
- (3)「連絡者氏名」欄には、当該事故に関する責任者の所属、氏名および電話番号を記載する。

14 業種

該当項目を○で囲む。

15 規制対象別

該当項目を○で囲む。「事業所規模」欄について、製造事業所、冷凍事業所、充てん所またはスタンドにあっては、当該事業所の高圧ガスの処理能力を、貯蔵所または特定高圧ガス消費者にあっては、当該事業所の高圧ガスの貯蔵量を記載する。

16 事故発生事象

「事象」欄には、当該事故の災害状況、規模等により判断し該当項目を○で囲む。
なお、事象が1つの場合は、該当する番号を記載する。事象が2つの場合には、1次事象および2次事象に該当する番号を記載する。
※外部衝撃により設備、容器等が破裂・破損した場合において、漏えいが生じた場合は「3. 噴出・漏えい」に、漏えいが生じていない場合は「5. その他」に分類する(もらい火による損傷も同様)。また、反応暴走に起因して爆発に至った場合は、1次事象に「5. 反応暴走」を、2次事象に「1. 爆発」を選択する。

(1)噴出・漏えいの程度

該当項目を○で囲む。微量以外の場合は、可能な範囲で噴出・漏えい量をm³(温度零度および圧力零パスカルの状態に換算した容積)単位またはkg単位で記載する。

(2)噴出・漏えいの部位

事象が発生した部位を○で囲む。また、「1.」から「3.」までの項目に該当する場合は、材質を記載する。

(3)噴出・漏えい部位の寸法

事象が発生した部位の寸法を可能な範囲で記載する。バルブおよび配管については、事象が発生した部位の規格寸法を表す呼称(呼び径、呼び厚さおよび呼び圧力)を記載する。

(4)噴出・漏えいの分類

該当項目を○で囲む。()に該当する場合は○で囲み、その他は具体的に記述する。

ア「噴出・漏えい①」とは、機器、配管等の本体(溶接部を含む)からの噴出・漏えいをいう【漏えいが発生しない前提】。

(ア)エロージョン/コロージョンとは、配管の内部を流体が流れる際に、機械的な作用による浸食(エロージョン)または電気化学的作用による腐食(コロージョン)により内面が減肉して、局部的に配管肉厚を貫通したり、配管が破裂したりする現象をいう。

(イ)応力腐食割れとは、腐食環境にある特定の材料に引張応力が負荷された状態で亀裂が発生し、亀裂が進展する現象をいう。

(ウ)クリープとは、高温条件(絶対温度で融点の約1/2以上)で、一定応力のもとでひずみが時間的に増大し続ける現象をいう。

イ「噴出・漏えい②」とは、締結部、開閉部または可動シール部からの噴出・漏えいをいう【漏えいが発生する可能性がある前提】。

(ア)フランジ式継手とは、フランジを使用した継手をいう。

(イ)ねじ込み式継手とは、端部にねじ山をもつ形式の継手をいう。

(ウ)フレア式継手とは、管の端末を円すい形に広げた構造を持つ継手をいう。

(エ)ホース継手とは、ホースを接続するための継手をいう。

(オ)メカニカルシールとは、ポンプ、圧縮機等の回転軸部分からのガスの噴出・漏えいを防止するシール機構をいう。

(カ)スイベルジョイントとは、揺動可能な管継手をいう。

ウ「噴出・漏えい③」とは、「噴出・漏えい①」または「噴出・漏えい②」以外の噴出・漏えいをいう。

※高圧ガス設備の一部の液封による破裂・破損、外部衝撃による破裂・破損、変形は、「噴出・漏えい③」に分類する。

(5)「取扱状態」欄は、該当項目を○で囲む。

当該事故発生事業所が事故発生場所の事業所に対し請負等の受託関係(建設現場等における請負業者、プラント施設の補修等を受託している協力会社等を含む)にある場合について記載し、備考欄に請負等その旨を明記する。また、

当該事故発生事業者と事故発生場所の事業者が同一の場合は、自社を○で囲む。

移動中の事故にあつては、関係事業所欄に当該事業者の所属する事業所について記載し、備考欄に「移動」と記載する。また、ガス設備の修理・清掃時に発生した事故(高圧ガス製造時以外の事故)および高圧ガス設備以外のガス設備で発生した事故は、備考欄にその旨を明記する。

17 事故の概要

事故発生前の設備の状況から事故発生に至るまでの経緯および事故の発生から事故処置の完了までを概括的に記載する。事故処置には防消火設備、保安機器等の作動状況、消防組織等の活動状況、交通機関等への社会的影響、その他事故に関連すると考えられる事象についても記述する。

なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足する。

<記載例>

(1)事業所における運転中事故

事故当時〇〇プラント〇〇装置(高压ガス設備)は、通常運転中であつた(運転温度〇〇℃、圧力〇〇MPa、通油量〇〇kL/時)。

〇時〇分頃、保安係員が巡回点検中、〇〇装置下流配管の流量調整弁付近から火炎が上がっているのを発見し、直ちに計器室に通報するとともに、計器室長が〇〇消防署に通報した。

当該事業所の保安係員〇名が現場に急行し、火災箇所を確認して散水および消火活動を行った。また、計器室は緊急遮断装置を作動させるとともに〇〇装置の緊急運転停止、同装置の加熱炉の消火、原料ポンプの停止を行った。

〇〇装置系内圧力が〇〇MPaに降圧した時点(〇時〇分)で鎮火したが、引き続き窒素ガスを同装置へ導入し置換を行った。なお、〇〇ガスの漏えい量は〇kgである。

(2)事業所における定期修理中の事故

当該事業所は〇月〇日から〇月〇日まで〇〇プラントは定期修理中であつた。

〇月〇日〇時〇分頃から、当該事業所の協力会社である〇〇株式会社従業員〇名が〇〇プラントから〇〇ガスの脱圧を行い、その後窒素に置換する作業を行う手順でいたところ、脱圧が十分行われていないに内に窒素置換を行おうと作業に係りバルブを緩めたため、〇〇ガスが噴出、出火した。

直ちに〇〇消防署に通報するとともに、元バルブを締めガスの漏えいを止めた。

ガスの漏えい量は推定〇〇m³で、火災の影響で〇〇プラントの〇〇部が破損、周囲への影響はなかった。

(3)冷凍事業所における事故

〇時〇分、アンモニア冷凍機のある冷凍室のガス漏れ警報機が作動したため、冷凍保安責任者が調査したところ、アンモニアガス受液器のドレンバルブからアンモニアガスが漏れいしているのを発見した。

直ちにバルブを増締めし、散水により除害措置を講ずるとともに〇〇消防署に通報した。なお、ガスの漏えい量は推定〇kgである。

(4)移動中の事故

〇〇ガス販売店の販売主任者が車両に〇〇ガス容器(〇〇kg〇〇本)を積載し〇〇営業所から〇〇工場へ向け輸送中、〇〇市国道〇号線〇〇交差点を右折した際、〇〇ガス容器〇本が路上に落下し、うち〇本の容器バルブが損傷してガスが漏れ出した。ただちに車の進入を停止するとともに、〇〇消防署、〇〇地域防災協議会に通報した。

〇〇消防署および〇〇地域防災協議会により破損した〇〇ガス容器に〇〇を講じてガス漏れいを止めるとともに、同容器を〇〇市〇〇会社に回収した。

なお、この事故により〇時〇分から〇時〇分まで、同道路は〇〇警察署により通行止めになった。

(5)消費先における事故

〇〇製造工場で〇〇機械の稼働準備のために〇〇ガスバーナーで予熱していたところ〇基のバーナーの内うち1基が立ち消えとなっていたので、再度点火しようと点火器を作動したところ、突然爆発した。直ちに〇〇消防署に通報するとともに、工場内の消火器で消火作業を行い、〇時〇分鎮火した。

18 ガスの種類および名称

当該事故に係る高压ガスについて該当項目を○で囲み、または「6. その他」にあっては()内にガス名を記載する。

19 ガスの状態

該当項目を○で囲む。

20 製造設備等の概要

消費設備以外の設備に係る事故について記載する。

「名称」欄は、当該事故に係る施設装置または機器に応じ、例えば「接触改質装置に係る熱交換器」等と記載する。

「能力」欄は、当該施設装置または機器に応じ、例えば「〇m³/日」「〇〇トン/日」等と記載する。

「容量」欄は、当該施設装置または機器に応じ、例えば「〇m³×〇基」等と記載する。

「稼働率」欄は、当該施設の能力に対する事故発生前1ヶ月間の平均運転稼働率を記載する。

「ガスの状態」欄は、当該機器において取り扱っていた高圧ガスの常用圧力および常用温度を記載する。

21 消費設備等の概要

消費設備等に係る事故について記載する。

「容器の容量および容器本数」欄は、ガス別に記載し該当単位を○で囲む。

「容器と火気との距離」欄は、容器と火気との水平距離を記載する。

「逆火防止器の有無」欄は、当該項目を○で囲む。

22 プラント操業開始後経過年数等

該当項目を○で囲む。プラント操業開始後経過年数または設備設置後経過年数が20年以上に該当する場合にあっては、(年)の欄には、具体的な年数を記載する。

また、設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数または設備の最近の運転中検査後経過年数が2年以上に該当する場合にあっては、(年)の欄には、具体的な年数を記載する。

23 設備区分

該当項目を○で囲む。Ⅶ容器「5. バルク」には、バルク貯槽を含む。

24 事故発生原因

下記の(1)から(17)までを参考にしながら、主な原因に該当する項目を◎で、これに付随する原因に該当する項目を○で囲む。

<各項目の例>

(1)設計の不良

ア 構造不良、形状不良または機能不良

イ 損傷等に対する材料選定不良

ウ 応力変動(応力、振動または温度)による疲労の検討不足

(2)製作不良(主に工場で発生)

ア 設備、機器または部品の製作不良

イ 溶接不良

ウ 品質管理の不良

(3)施工管理不良(主に現地で発生)

ア 設備、機器もしくは部品の据付け、部品の取付け、補修、取替え、解体または修理の工事不良

イ 溶接不良(補修を含む)

(4)腐食管理不良

ア 腐食管理の計画不良

イ 腐食管理の実行不良

(5)検査管理不良

ア 検査管理の計画不良

イ 検査管理の実行不良

- (6)点検不良
 - ア 消費に係る点検不良
 - イ 移動等に係る点検不良
- (7)締結管理不良
 - ア 締結管理の計画不良
 - イ 締結管理の実行不良
- (8)シール管理不良
 - ア 点検、分解整備または取替えの計画不良
 - イ 点検、分解整備または取替えの実行不良
- (9)容器管理不良
 - ア 容器の腐食
 - イ 容器の転倒
- (10)組織運営不良
 - ア 組織体制の不良
 - イ 責任体制の不良
 - ウ 運営の不良
 - エ 構成員の不良
- (11)操作基準等の不備
 - ア 操作基準の不備
 - イ 操作マニュアルの不備
- (12)情報提供の不備
 - ア 内容の不明瞭さ
 - イ 伝達方法の不相当
- (13)誤操作、誤判断、認知確認ミス
 - ア 誤操作
 - イ 誤判断
 - ウ 認知確認ミス
- (14)不良行為
 - ア 倫理または道徳違反
 - イ 不法改造またはいたずら
- (15)自然災害
 - ア 地震または津波
 - イ 洪水また台風
 - ウ 落雷
 - エ その他
- (16)交通事故
 - ア 他損
 - イ 自損
- (17)その他
各項目に該当しない場合は、その他に記載する。
なお、経年劣化については原因を特定し、その他には記載しないこと。

25 着火源

当該事故の災害現象が爆発または火災となった場合は、該当項目を○で囲む。

26 事故発生原因の詳細

事故発生、拡大状況等に応じて原因を記載すること。
なお、必要に応じ、別添において事故の詳細を補足する。

<記載例>

(1)事業所における運転中事故

事故調査の結果、事故発災設備の流量調整弁取り付けボルト〇〇本のうち〇本が緩んでいるのが発見されたことから〇〇装置の高温時でのボルトの増締めが不均一であり、フランジ接合部から噴霧状の〇〇油が大気中に漏えいし、自然発火したものと推定される。

(2)事業所における定期修理中事故

脱圧が完全に終了していたことを確認せずに、次の作業を行おうとバルブを緩めたためガスが噴出し、ガスが高温状態(〇〇℃)であったため自然発火に至ったものと推定される。

(3)冷凍事業所における事故

当該機器は〇月〇日にドレン抜きを行ったが、その時ドレンバルブを完全に締めていなかったと考えられ、その後ポンプの振動等でバルブが自然に緩んだものと推定される。

(4)移動中の事故

ロープにより容器を固定した際、ロープが緩んでおり十分に容器が固定されていなかったため、右折した際の遠心力で容器が落下したものと推定される。

(5)消費先における事故

立ち消えしたバーナーからの漏えいガスが滞留しており、点火器の火花が滞留していたガスに着火、爆発したものと推定される。

なお、立ち消えの原因は、ゴムホースの一部がねじれており燃焼のためのガスが充分に供給されなかったものと推定される。

27 人身被害その1:原因別

表中の該当欄に当事者の死傷者の人数を、表中の該当欄()内に第三者の死傷者の人数を記載する。原因がその他になる場合は()内に原因名を記載する。

なお、人身被害の定義は、下記のとおりとする。

(1)死者

事故発生後、5日(120時間)以内に死亡が確認された者(自殺者本人を除く)

(2)重傷者(中毒等、外傷を伴わない場合は、「重症者」という。)

事故発生後、30日以上の治療を要する負傷した者(自殺未遂者を除く)

(3)軽傷者(中毒等、外傷を伴わない場合は、「軽症者」という。)

事故発生後、30日未満の治療を要する負傷した者(自殺未遂者を除く)

28 人身被害その2:対象別

表中の該当欄に当事者および第三者ごとに記載する。

なお、被害者が協力会社等の関係事業所に所属するときは、その旨を備考欄に記載する。

「距離」は、事故発生場所から被害者までの距離を記載する。

29 物的被害

表中の該当欄に当事者および第三者ごとに記載する。

「距離」は、事故発生場所から被害物件までの距離を記載する。

「被害額」は、当該事故により受けた直接損害の額とし、消火作業等防災活動に要した経費、罹災のための休業等による損失等間接的な被害の額は除く。

30 人的被害、物的被害以外の事業所外への影響

事故により住民避難があった場合は、人数および避難した時間を記載する。

事業所外へガスが流出または飛散物が飛散した場合は具体的な内容を記載する。

なお、上記以外で報告すべき事項は、その他に記載する。

- 31 許認可関係
当該発災施設について、法に基づく届出、許可、完成検査、変更許可または変更許可に係る完成検査のそれぞれの年月日を記載する。
- 32 保安検査
法に基づく定期自主検査および保安検査の実施年月日を記載する。
- 33 行政措置
使用停止命令等の行政措置を受けた場合には、発令、命令解除、操業再開または改善命令を受けた年月および関係条項を記載する(他法令の場合も含む)。
なお、法に基づく行政措置文書の写しを別添に付ける。また、他法令の行政措置文書の写しは必要に応じて別添に付ける。
- 34 官公庁から指示のあった措置および対策
措置および対策を箇条書で記載する。
- 35 事業所側で講じた措置および対策
措置および対策を箇条書で記載し、措置および対策を行った文書を必要に応じて別添に付ける。
- 36 地域防災協議会等の高圧ガス保安団体の活動状況
当該団体の活動状況を記載する。
- 37 法令違反の有無
事故当事者による法令違反(事故原因に関係のないものを含む)および事故当事者の関連事業者による法令違反(事故原因に係るものに限る)について調査検討した結果を記載する(他法令の違反についても含む)。
なお、直近1年以内に事故当事者における法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。

【第2報以降 高圧ガス事故等報告書(喪失・盗難)】

- 1 報告年月日および報告作成者
該当欄に記載する。報告書作成者の欄には、販売店(事業所)名、所属部署名、氏名および連絡先を記載する。
- 2 整理番号
記載不要(県において事故発生番号を記載する)。
- 3 報告段階
事故の原因、被害状況等に不確定部分がある場合は中間報告(第〇次)としてその時点で分かる範囲で報告し、確定次第確報として報告する。
- 4 事故の呼称
下記の例を参考にガス名および災害現象のすべてを記載する。
(1)製造事業所または冷凍事業所の場合
「〇〇株式会社〇〇工場〇〇ガス容器盗難事故」
(2)消費先等の場合
「〇〇ガス容器の盗難事故」

- 5 法令区分
法の適用規則のうち該当するもの、認定事業所の有無および発災施設が認定施設または非認定施設かの区分を○で囲む。
- 6 場所
該当項目を○で囲む。
- 7 規制対象別
該当項目を○で囲む。
- 8 事故発生区分
該当項目を○で囲む。
- 9 事故発生原因
該当項目を○で囲む。
- 10 ガスの種類および名称
当該事故に係る高圧ガスについて該当項目を○で囲み、または「6. その他」にあっては()内にガス名を記載する。
- 11 設備概要
該当項目を○で囲む。その他の場合は()内に具体的に記載する。
- 12 ガスの名称、容器の容量および本数
「容器の容量および容器本数」欄は、ガス別に容量(kgまたはm³)および容器本数を記載する。
- 13 容器の記号番号
容器の記号番号が判明している場合には記載する。
- 14 施錠の有無
該当項目を○で囲む。
- 15 容器交換の頻度
該当項目を○で囲み、交換頻度が判明している場合には記載する。
- 16 官公庁から指示のあった措置および対策
措置および対策を簡条書で記載する。
- 17 販売店(事業所)側で講じた措置および対策
措置および対策を簡条書で記載する。なお、措置および対策を行った文書を必要に応じて別添に付ける。
- 18 法令違反の有無
事故当事者による法令違反(事故原因に関係のないものを含む)および事故当事者の関連事業者による法令違反(事故原因に係るものに限る)について調査検討した結果を記載する(他法令の違反についても含む)。
なお、直近1年以内に事故当事者において法における法令違反がある場合は、その旨を記載する。

【福井県】 高圧ガス事故・災害発生に係る報告（第1報）

1 適用法規	高圧ガス保安法
2 発生日時（曜日）	（ 曜日） 時 分頃
3 発生場所	
4 事故概要	
5 被害状況	
6 原因	
7 事業者が行った措置	
8 法令違反の有無	
9 対策	
10 その他特記事項	

※上記1～10の項目について、即報時に必ず記載し、「なし」、「不明」、「確認中」などの場合でもその旨を明記すること。

一般則様式第58（第98条関係）
 液石則様式第57（第96条関係）
 コンビ則様式第37（第53条関係）
 冷凍則様式第68（第46条関係）

事 故 届 書	一般	× 整 理 番 号	
	液石 特 定 冷 凍	× 受 理 年 月 日	年 月 日
氏 名 又 は 名 称 （ 事 業 所 の 名 称 又 は 販 売 所 の 名 称 を 含 む 。 ）			
住 所 又 は 事 務 所 （ 本 社 ） 所 在 地			
事 業 所 所 在 地			
事 故 発 生 年 月 日			
事 故 発 生 場 所			
事 故 の 状 況	別 紙 の と お り		

年 月 日

代表者 氏名

福井県知事 様

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は記載しないこと。
 - 3 事故の状況については、別紙にできるだけ詳細に記載すること。

高压ガス事故等調査報告書 (災害)

1. 高压ガスに係る事故等 2. 参考事故		報告年月日 : 年 月 日 (曜日)		整理番号 :	
事故分類 : A B 1 B 2 C 1 C 2		報告書作成者 :		報告段階 : 中間(第 次)、確報	
事故の呼称				別 添 : 有 無	
発 生 日 時		年 月 日 (曜日) 時 分		届出の根拠規定 1. 法第63条第1項 2. 法第36条第2項	
気 象		天気 温度 °C 湿度 % 風向 風速 m/s		法令区分: 一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所:有(認定施設、非認定施設) 無] ・第一種製造者 ・第二種製造者(処理能力:30m ³ 未満、30m ³ 以上)	
事故発生場所	区 分	1. 事業所内事故 2. 事業所外事故		コンビナート地区名: 1. 鹿島 2. 千葉 3. 川崎・横浜 4. 四日市 5. 堺・泉北 6. 水島 7. 岩国・大竹 8. 周南 9. 新居浜 10. 大分 11. その他 ()	
	事故発生場所	所在地 : 名 称 :		業 種 : 1. 石油精製 2. 貯蔵基地 3. 石油化学 (エチレンセンターを含む) 4. 一般化学 (肥料又は合成繊維を含む) 5. 製鉄所 6. 鉄工所 7. 機械 8. 電気 9. 自動車 10. 食品 11. 紙・パルプ 12. 窯業 13. 建設 14. 運送 15. その他 ()	
	連絡者氏名	部 署 : 電 話 : ()			
規制対象別	1. 製造事業所 2. 冷凍事業所 3. 充てん所 4. スタンド 5. 販売所 6. 貯蔵所 7. 導管 8. 移動 { 自動車 { タンクローリー 鉄 道 { 枠組み(カードル) 船 舶 { バラ積み				
	9. 消費先 10. 特定高压ガス消費者 11. 容器検査所 12. その他 () 事業所規模 (処理能力・貯蔵量)				
事故発生事象	事 象		事象が1つの場合 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. その他 ()		
			事象が2つの場合 1次事象 () → 2次事象 () ※ () に番号を記入 1. 爆発 2. 火災 3. 噴出・漏えい 4. 破裂・破損等 5. 反応暴走 6. その他 ()		
	噴出・漏えいの詳細		(1) 噴出・漏えいの程度 1. 微量 (石けん水等を塗布した場合、気泡が発生する程度) 2. 微量以外 (kg) 3. 不明 4. 調査中 (2) 噴出・漏えいの部位 1. 母材(材質:) 2. 溶接部(材質:) 3. ろう付け部(材質:) 4. 締結部 5. 開閉部 6. 可動シール部 7. その他() (3) 噴出・漏えい部位の寸法 1. 径() 2. 板厚() 3. 呼び圧力() (4) 噴出・漏えいの分類 噴出・漏えい① 1. 腐食(内面、外面) 2. 疲労(振動、温度変動、圧力変動) 3. エロージョン/コロージョン 4. 応力腐食割れ 5. クリープ 6. その他 () 噴出・漏えい② 1. 締結部(フランジ式継手、ねじ込み式継手、フレア式継手、ホース継手) 2. 開閉部(バルブ、コック) 3. 可動シール部(メカニカルシール、 スィベルジョイント、その他()) 噴出・漏えい③ 1. 誤開閉 2. 開閉忘れ 3. 液封、外部衝撃などによる破裂、破損、変形 4. ドレン抜きミス 5. 点火ミス、失火、逆火等 6. その他()		
	取 扱 状 態		1. 平日 2. 休日 3. 事業所休日 1. 製造中 (a. 定常運転、b. スタートアップ、c. シャットダウン、d. エマージェンシーシャットダウン、e. その他) 2. 貯蔵中 3. 停止中 (a. 検査・点検中、b. 工事中、c. 休止中、d. その他 ()) 4. 荷役中 5. 消費中 6. 移動中 7. その他 ()		
		1. 自 社	2. 関係事業所	所在地 :	備 考
		名 称 :			
事故の概要 (事故に至る経緯を含む)					
ガスの種類および名称 1. 可燃性ガス : 1. アセチレン 2. エチレン 3. 液化石油ガス 4. 塩化ビニル 5. 水 素 6. ブタン 7. プロパン 8. プロピレン 9. メタン 10. その他 () 2. 毒性ガス : 1. 亜硫酸ガス 2. 塩素 3. その他 () 3. 可燃性毒性ガス : 1. アンモニア 2. 一酸化炭素 3. クロルメチル 4. 酸化エチレン 5. シアン化水素 6. 硫化水素 7. その他 () 4. 支燃性ガス : 1. 空 気 2. 酸素 3. その他 () 5. 不活性ガス : 1. アルゴン 2. 炭酸ガス 3. 窒素 4. ヘリウム 5. フルオロカーボン ((可燃性ガス又は毒性ガスを除く)種類:) 6. その他 () 6. そ の 他 : 1. 混合ガス () 2. エアゾール () 3. 特殊高压ガス () 4. その他 ()					
ガスの状態		1. 液相	2. 気相	1. 常圧 2. 加圧	1. 低 温 2. 常 温 (5°C~35°C) 3. 高 温
製造設備等の概要	名称 :	能力 : トン/日		消費設備等の概要	容器の容量及びガス kg(m ³) × 本
	容量 :	稼働率 : %			容器本数 : ガス kg(m ³) × 本
ガスの状態: 常用圧力 MPa 常用温度 °C				容器と火気との距離 : m	逆火防止器の有無 : 有 無

プラント操業開始後経過年数		設備設置後経過年数		設備の最近のシャットダウン検査後の経過年数		設備の最近の運転中検査後経過年数			
1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年		1. 新設試運転中 2. 1年未満 3. 1年以上3年未満 4. 3年以上5年未満 5. 5年以上7年未満 6. 7年以上10年未満 7. 10年以上15年未満 8. 15年以上20年未満 9. 20年以上()年		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年		1. 1週間未満 2. 1週間以上1月未満 3. 1月以上3月未満 4. 3月以上6月未満 5. 6月以上1年未満 6. 1年以上2年未満 7. 2年以上()年			
設備区分									
I 塔槽類		機器	1.加熱炉 2.反応器 3.蒸留器 4.熱交換器 5.分離器 6.中間貯槽 7.貯槽(a.球形貯槽 b.低温貯槽 c.枕型貯槽 d.その他()) 8.コールド・エバポレータ 9.その他()						
II 回転設備		機器	1.ポンプ 2.圧縮機 3.送風機 4.その他()						
III 配管、継手、弁		機器	1.配管 2.継手 3.弁 4.その他()						
IV 附属設備		機器	1.安全装置 2.緊急遮断弁 3.警報設備 4.緊急脱圧設備 5.液面計 6.圧力計 7.温度計 8.流量計 9.断熱材 10.その他()						
V 特殊反応設備		種類	1.アンモニア二次改質炉 2.エチレン製造施設のアセチレン水添塔 3.酸化エチレン製造施設のエチレンと酸素又は空気との反応器 4.シロキサン製造施設のベンゼン水添反応器 5.石油精製における重油直接水添脱硫反応器 6.石油精製における水素化分解反応器 7.低密度ポリエチレン重合器 8.メタノール合成反応塔						
VI 冷凍設備		種類 機器	1.レシプロ型 2.ターボ型 3.ローター型 4.スクルー型 5.吸収式 6.その他() 1.圧縮機 2.凝縮器 3.受液器 4.蒸発器 5.液分離器 6.配管・継手・弁 7.その他()						
VII 容器		種類 機器	1.タンクローリ 2.容器 3.エアボール缶 4.タワ車 5.バルク 6.その他() 1.本体 2.附属品(a.元弁 b.安全装置(安全弁を含む。) c.緊急遮断装置(緊急遮断弁を含む。) d.配管、継手、弁 e.調整器 f.その他) 3.その他()						
VIII 溶接、溶断の設備		機器	1.吹管等加工部 2.配管、継手、弁 3.容器 4.ホース 5.調整器 6.その他()						
IX その他									
設備の詳細		メーカー名()、品名及び品番() 大臣認定品の場合は、認定番号()及び認定の区分(機器の種類)()							
事故発生原因(主◎、副○)				着火源					
1.設計不良 2.製作不良 3.施工管理不良 4.腐食管理不良 5.検査管理不良 6.点検不良 7.締結管理不良 8.シール管理不良 9.容器管理不良 10.組織運営不良 11.操作基準等の不備 12.情報伝達の不備 13.誤操作、誤判断、認知確認ミス 14.不良行為 15.自然災害(台風、地震、その他()) 16.交通事故(他損、自損) 17.その他()				1.裸火 2.静電気火花 3.摩擦熱 4.逆火 5.高温物体 6.その他()					
事故発生原因の詳細									
被害：人身被害その他1：原因別 注：()内は第三者被害者数(内数)を記載する。原因がその他になる場合は()内に原因名を記入すること。									
原因	事業所内事故			事業所外事故			合計		
	死亡	重傷	軽傷	死亡	重傷	軽傷			
中毒	()	()	()	()	()	()	()		
酸欠	()	()	()	()	()	()	()		
火傷	()	()	()	()	()	()	()		
裂傷	()	()	()	()	()	()	()		
衝撃による被害	()	()	()	()	()	()	()		
その他 ()	()	()	()	()	()	()	()		
合計	()	()	()	()	()	()	()		
人身被害その他2：対象別 注：被害者が協力会社等に所属するときはその旨を備考欄に記載する。									
		死亡、重傷、軽傷の別	氏名	年齢	性別	職名(第三者の場合は職業)	距離	傷病名	備考
事業所内	当事者								
	第三者								
事業所外	当事者								
	第三者								

物的被害

		建造物、機器類等の名称	距離(m)	被害の内容	損害額(千円)	備考
事業所内	当事者					
	第三者					
事業所外	当事者					
	第三者					
合計						

人的被害、物的被害 以外の事業所外への 影響	1. 住民避難（ 人 時間程度） 2. 事業所外へのガス流出、飛散物（ ） 3. その他（ ）
------------------------------	---

許認可関係	保安検査	行政措置
届出： 年 月 日 許可： 年 月 日 完成検査： 年 月 日 直近の変更許可： 年 月 日 直近の完成検査： 年 月 日	定期自主検査： 年 月 日 保安検査： 年 月 日	使用停止命令： 年 月 日 使用停止命令解除： 年 月 日 操業再開： 年 月 日 改善命令： 年 月 日 関係条項：
官公庁から指示のあった措置および対策		事業所側で講じた措置および対策
地域防災協議会等の高圧ガス保安団体の活動状況		法令違反の有無： 有（条項： ） ・ 無 内容：
同一事業所で過去1年以内に発生した事故（C1級以上の事故） 年 月 日		

※記載にあたっては、「高圧ガス保安法手続マニュアル（高圧ガス事故届編）」を参照のこと。

高圧ガス事故等調査報告書（喪失・盗難）

報告年月日	年 月 日（曜日）	整理番号：	
報告書作成者		報告段階：中間（第 次）、確報	
事故の呼称			
発生年月日	年 月 日（曜日）	～	年 月 日（曜日）
事故発生場所	所在地：	法令区分：	
	名称： 電話（ ）	一般則、LP則、冷凍則、コンビ則 [認定事業所：有（認定施設、非認定施設）無]	
連絡者氏名	所属：	場 所：	
	電話（ ）	1.石油精製 2.石油化学 3.一般化学 4.冷凍事業所 5.充てん所 6.容器検査所 7.その他	
販売店（事業者）	名称：	a. 民家（居住中） b. 民家（空屋） c. 公民館等 d. その他（ ）	
	所在地： 電話（ ）		
規制対象別	1.製造事業所 2.冷凍事業所 3.充填所 4.スタンド 5.販売所 6.貯蔵所 7.移動 8.消費先 9.特定高圧ガス消費者 10.容器検査所 11.その他（ ）		
事故発生区分	1.製造中 2.貯蔵中 3.移動中 4.消費中 5.その他（ ）		
事故発生原因	1.盗難 2.自然災害（a.台風 b.地震 c.その他（ ）） 3.その他（ ）		
ガスの種類および名称			
1.可燃性ガス : 1.アセチレン 2.エチレン 3.液化石油ガス 4.塩化ビニル 5.水素 6.ブタン 7.プロパン 8.プロピレン 9.メタン 10.その他（ ）			
2.毒性ガス : 1.亜硫酸ガス 2.塩素 3.その他（ ）			
3.可燃性毒性ガス : 1.アンモニア 2.一酸化炭素 3.クロルメチル 4.酸化エチレン 5.シアン化水素 6.硫化水素 7.その他（ ）			
4.支燃性ガス : 1.空気 2.酸素 3.その他（ ）			
5.不活性ガス : 1.アルゴン 2.炭酸ガス 3.窒素 4.ヘリウム 5.フルオロカーボン（可燃性ガス又は毒性ガスを除く。）種類：（ ） 6.その他（ ）			
6.その他 : 1.混合ガス（ ） 2.エアゾール（ ） 3.特殊高圧ガス（ ） 4.その他（ ）			
設備概要	1. 容器	ガスの名称 容器的容量 及び本数	ガス kg(m ³) × 本
	2. 溶接・溶断機器		ガス kg(m ³) × 本
	3. その他（ ）		ガス kg(m ³) × 本
容器の記号番号			
施錠の有無	1. 有	容器交換の頻度	1.（ ）月に一度
	2. 無 3. 不明		2. 不明

事故の概要（事故に至る経緯を含む）	
官公庁から指示のあった措置および対策	販売店（事業者）側で講じた措置および対策
法令違反の有無： 有 無 （条項： ） 内容：	

※記載にあたっては、「高圧ガス保安法手続マニュアル（高圧ガス事故届編）」を参照のこと。